

障害者福祉課

議案第9号

港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例について

国の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正を踏まえ、港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年港区条例第55号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）等の施行により、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されました。

この改正により、次の3点が追加され、又は削除されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

- (1) 障害児入所施設における障害児の安全の確保に関する計画の策定
- (2) 自動車運行時の所在確認
- (3) 懲戒に係る権限の濫用禁止の削除

2 改正内容

- (1) 障害児入所施設における障害児の安全の確保を図るための計画の策定、当該計画の従業者への周知並びに研修及び訓練の実施を義務化し、定期的に当該計画の見直しを行うこととします。
- (2) 障害児の施設外での活動等のために自動車を運行する場合、障害児の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在確認をすることを義務付けることとします。
- (3) 民法における懲戒権の規定が削除されたことに伴い懲戒権に関する規定を削除し、一方で今般の児童を取り巻く状況を考慮し、不当な行為の禁止を義務付けることとします。

3 施行期日

令和5年4月1日

※2（1）安全計画の策定については、令和6年3月31日まで経過措置あり。

港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(不当な行為の禁止)</p> <p>第四十二条 管理者は、障害児に対して法第四十七条第一項本文の規定により親権を行い、又は同条第三項の規定により当該障害児の福祉のために必要な措置を講ずるに当たっては、身体的苦痛を与え、人格を辱める等不当な行為をしてはならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第四十九条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する</p>	<p>(前略)</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第四十二条 管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関し当該障害児の福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第四十九条 (略)</p>

指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第四十九条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

（中略）

（準用）

第五十七条 第七条から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十三条まで、第四十四条第一項、第四十五条から第四十九条の三まで及び第五十一条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、

（中略）

（準用）

第五十七条 第七条から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十三条まで、第四十四条第一項、第四十五条から第四十九条まで及び第五十一条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第

て、第二十一条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第五十四条第一項」と、第三十三条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十五条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第三十六条中「定員（第六条第三項に規定する区規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第三十九条第一項中「協力医療機関及び協力歯科医療機関」とあるのは「第五十六条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(後略)

付 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十九条の二（同条例第五十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条例第四十九条の二中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

第二十一条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第五十四条第一項」と、第三十三条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十五条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第三十六条中「定員（第六条第三項に規定する区規則で定める基準として定められる居室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第三十九条第一項中「協力医療機関及び協力歯科医療機関」とあるのは「第五十六条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(後略)